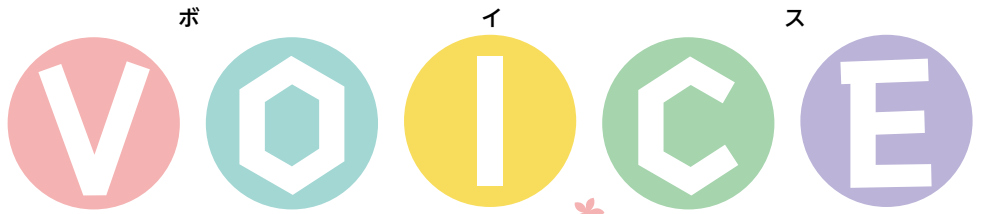
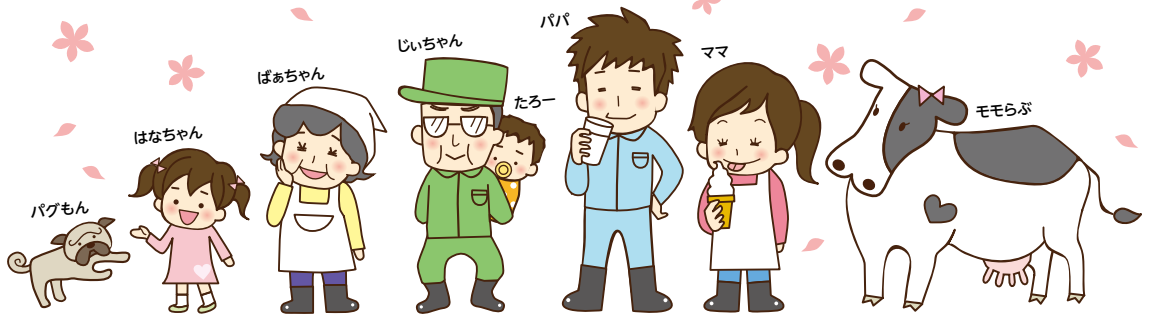


酪農中



日本酪農の
最前線的话题を
ご紹介



平成25年度生乳計画生産対策の骨子

本会議は2月8日、コープビル（東京）で第325回理事会を開催し、平成25年度生乳計画生産対策等について審議し、決定しました。平成25年度は中期計画生産の2年目に当たり、前年度実績以上の目標数量を配分するという基本方針を継続します。

社団法人日本酪農乳業協会（Jミルク）が公表した「平成25年度の生乳及び牛乳乳製品の需給見通しと今後の課題について」では、24年度牛乳等向け需要量は当初予測を上回ったものの減少基調で推移し、25年度については、わずかに減少することが見込まれています。他方、乳製品向け需要量は、脱脂粉乳・バター需要量とともに増加するものの、その他乳製品向け需要量は24年度と同程度と見込まれており、25年度の国産生乳需要量全体としては、24年度と同程度となるが見込まれています。

なお、乳製品需給は、25年度においてもやや逼迫傾向で推移することが見込まれており、供給面での制約が継続されることによる国産乳製品需要の縮小を招かないよう、安定的な供給体制の確立に努めることが求められる状況にあります。また、24年度好調に推移した液状乳製品等の需要量についても、Jミルクの予測を上回って推移する可能性もあり、これらの需要に対しても安定的に生乳を供給する体制を構築す

する必要があります。

そこで、平成25年度の生乳計画生産対策では、次の3つの生産枠から成る計画生産目標数量を設定します。

1 販売基準数量

生乳需給予測（チーズ向けを除く）における脱脂粉乳とバターの中央値ベースの需要量にインサイダー率を乗じた数量から「新規就農枠数量（2,500トン）」を差し引き、全国で68.4万8,853トンを設定します。

各指定団体への配分方法は、24年度の実績数量を基本に、加算要素を加味した数量を基礎数量とし、全国に占める構成比により案分します。

2 特別調整乳数量

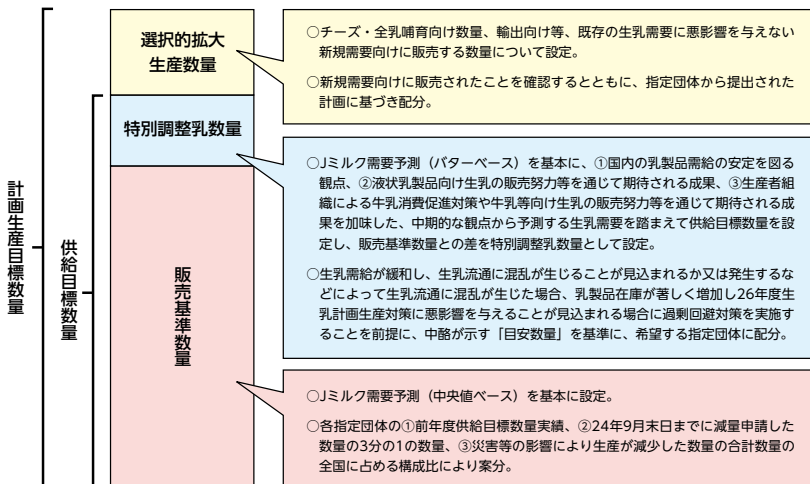
生乳需給予測におけるバターベース需要量（チーズ向けを除く）を基本に、中期的な観点から予測する数量にインサイダー率を乗じた数量を「供給目標数量」として設定し、「供給目標数量」から「販売基準数量」及び「新規就農枠数量」を差し引いた数量を「特別調整乳数量」として全国で8万8,597トンを設定します。

「特別調整乳数量」は、生乳需給が緩和し、生乳流通に混乱が生じることが見込まれる等の場合に、過剰回避対策を実施することを前提に、希望する指定団体に配分します。

3 選択的拡大生産数量

チーズ・全乳哺育向けや置き換え等、通常の国内生乳市場と区分された新たな生乳需要を計画的に創出し、実績の確認ができる数量を、「選択的拡大生産数量」として配分します。

平成25年度計画生産対策における各生産枠の概要



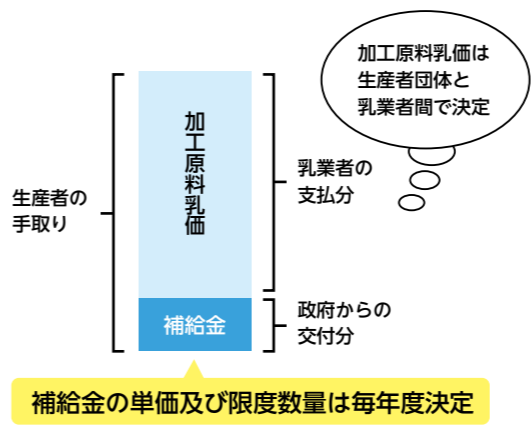
平成25年度酪農関係事業予算の概要

農林水産省は1月29日、2兆2,976億円(対前年度比105.7%)となる平成25年度予算を公表しました。これには、畜産・酪農経営安定対策としての1,770億円(同101.7%)、畜産振興事業としての176億円(同124.2%)が含まれています。

酪農経営安定のための対策

1 加工原料乳生産者補給金(いわゆる「ゲタ事業」)

この事業は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(不足払い法)に基づき加工原料乳の生産者に対して指定生乳生産者団体(事業実施主体)を通じて補給金を交付することにより、加工原



補給金の単価及び限度数量は毎年度決定

料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図ることを目的としています。平成25年度の事業予算(所要額)は227.43(前年度223.53)億円、補給金交付対象数量(限度数量)は181(同183)万トンです。

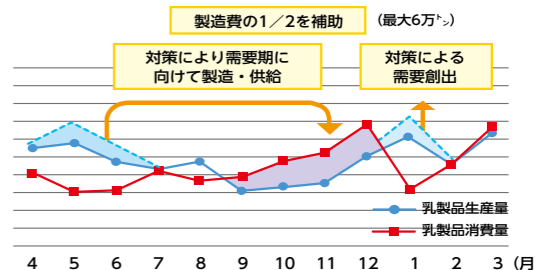
2 チーズ向け生乳供給安定対策事業

この事業では、チーズ向け生乳を対象に、チーズ生産と酪農経営の安定が図られるよう指定生乳生産者団体(事業実施主体)を通じて助成金を交付します。また、生乳需給が短期間で変動する状況の中、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、指定生乳生産者団体が乳製品を製造する取組も支援します。

前者の「チーズ向け生乳供給安定対策」では、チーズ向け生乳の供給量に応じて、指定生乳生産者団体を通じて15.10(前年度14.60)円/kgの助成金を交付します。後者の「生産者需給調整機能強化対策」では、指定生乳生産者団体が乳製品を委託製造し、適時に放出する取組や、不要期の乳製品需要を創出する取組に対し、6万トン(生乳ベース)を上限に製造費の一部を補助します。なお、平成25年度の事業予算(所要額)は両対策を合わせて87.67(前年度同額)億円で、対象数量は最大60万トン(生乳ベース)です。

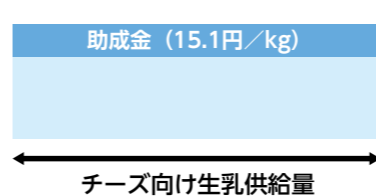
生産者需給調整機能強化対策

生産者団体が乳製品を委託製造し、適時に放出する取組や、不要期の乳製品需要を創出する取組を支援



チーズ向け生乳供給安定対策事業

チーズ向け生乳供給安定対策
中長期的な需要創出の観点から、チーズ向け生乳供給量に応じて助成金を交付



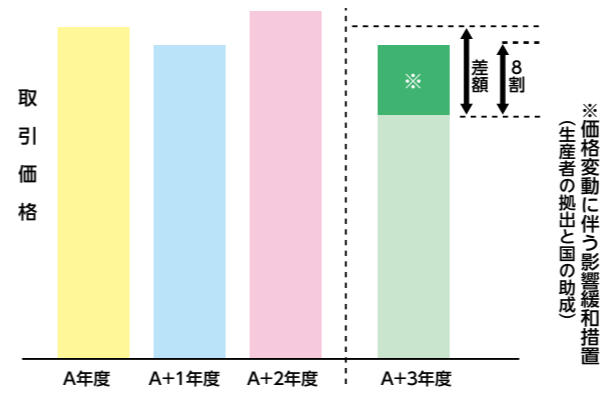
最大60万トンの対象数量を需給状況に応じて融通

総額：約88億円

3 加工原料乳等生産者経営安定対策事業(いわゆる「ナラシ事業」)

この事業は、加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の抛出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一部分を補てんし、「加工原料乳生産者補給金制度」及び「チーズ向け生乳供給安定対策事業」と一体となつて、酪農経営の安定を図り、生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資することを目的としています。

具体的には、指定生乳生産者団体が事業実施主体となり、加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が、過去3年間の平均取引価格(補てん基準価格)を下回った場合に、その差額の8割を生産者に交付します。



4 持続的酪農経営支援事業(前年度：酪農環境負荷軽減支援事業)

この事業は、持続的な経営を行う酪農家の経営安定を図ることを目的とし、飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対して、飼料作付面積に応じた額を交付します。(所要額62億円)交付対象者の要件は、飼料作付面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上で、環境負荷軽減に取り組んでいることであり、交付金単価は飼料作付面積1ha当たり1万5,000円です。

畜産振興のための事業

1 酪農経営安定対策補完事業

この事業は、酪農ヘルパーの傷病時利用の円滑化や酪農ヘルパーを活用した地域の生産基盤の強化等を支援(酪農経営安定化支援ヘルパー事業)するとともに、牛群検定による純タンパク含量やボディコンディションスコアの収集・活用、未経産雌牛の遺伝子情報を用いた遺伝的能力評価の実施により、生乳の生産効率向上を推進(牛群検定システム高度化支援事業)することを目的としています。

「酪農経営安定化支援ヘルパー事業」では、都道府県団体あるいは民間団体を事業実施主体、所要額(補助率)を4.03億円(定額、1/2以内、2/3以内)とし、傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化、酪農ヘルパー要因の雇用環境の

整備、酪農ヘルパーを活用した生産基盤の強化などの取組を支援します。「牛群検定システム高度化支援事業」では、都道府県団体を事業実施主体、所要額(補助率)を4.15億円(定額、1/2以内)とし、乳質の向上、生産効率の向上、遺伝子情報を用いた遺伝的能力の向上などの取組を支援します。

2 酪農生産基盤回復緊急支援事業

この事業は、都府県の生産者集団が行う生産基盤の維持・回復を図るための意欲ある取組を支援することにより、生産意欲を喚起・増進するとともに、地域の乳牛飼養頭数の減少を食い止める、地域に応じた特色ある酪農を推進し、

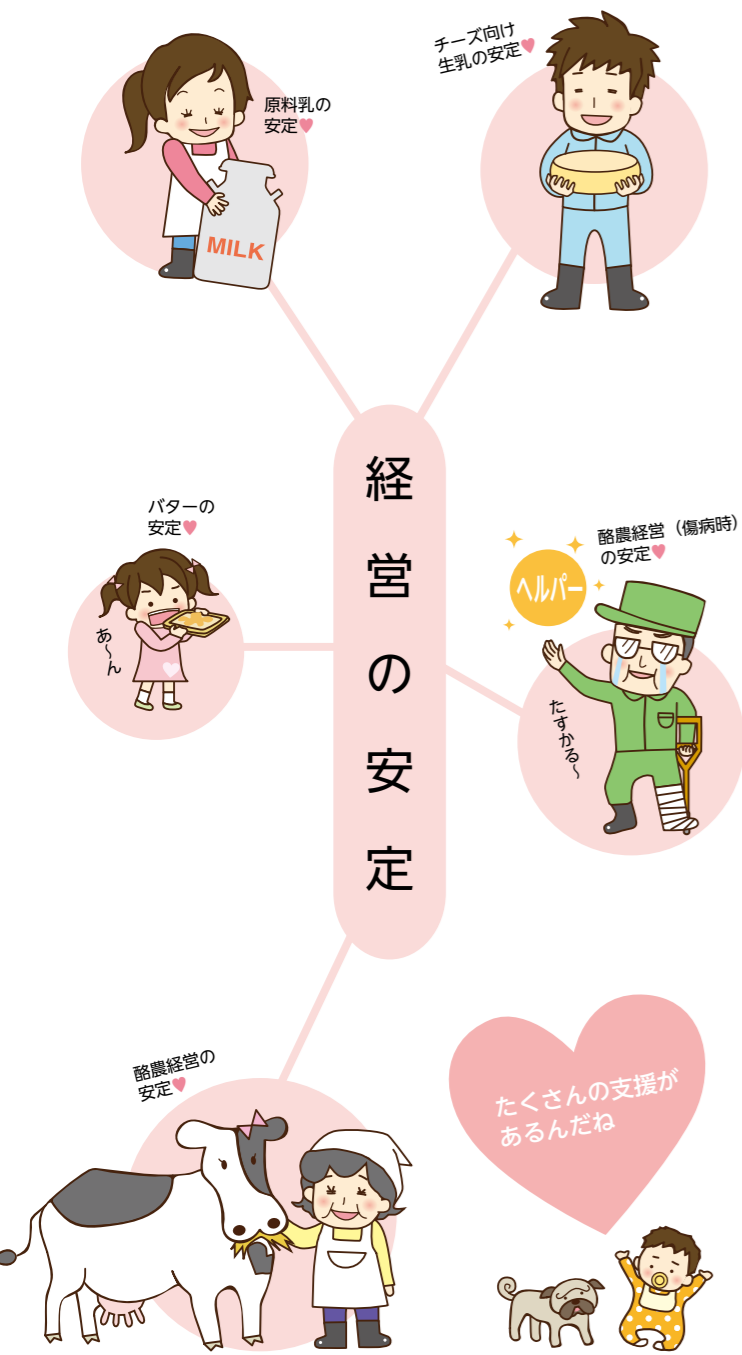
生産基盤の回復を図り、生乳生産の維持・拡大に資することを目的としています。

民間団体を事業実施主体、所要額(補助率)を1,003百万円(定額、1/2以内)とし、都府県の生産者集団が策定する地域酪農生産基盤回復計画に基づき行う、円滑な乳牛継承の推進、緊急増頭対策、暑熱対策の実施推進、繁殖・生産性の向上、乳製品製造技術の向上及び販売先確保、生産者自らによる特徴ある生乳の品質向上と販売先確保などの取組を支援します。

3 加工原料乳確保緊急対策事業

猛暑、東日本大震災、配合飼料価格高

経営の安定



たくさんの支援があるんだね